

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和3年4月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○廣澤 輝美様（常呂町） 50,000円 ○これらの会様（花月町） 5,000円

*端野P Pサークル様（端野町）

<チャリティーバザー益金の一部を福祉推進のために>

○松緑神道大和山様（青森県） 80,000円

<会の解散により福祉推進のために>

○いきいきサロンタンポポの会様（東相内町） 7,282円

<故人が生前お世話になったため>

○山内 紀光様（端野町） 30,000円 ○山本 直美様（端野町） 20,000円

○吉田 義子様（常呂町） 30,000円 ○清井 久子様（常呂町） 50,000円

○斉藤 剛様（常呂町） 30,000円 ○本田 淳子様（留辺蘂町） 50,000円

○信太 達裕様（留辺蘂町） 10,000円 ○竹田 亨様（旭川市） 10,000円

○阿部 美恵子様（留辺蘂町） 100,000円 ○向 祥子様（留辺蘂町） 10,000円

<離町に際して社会福祉のために>

○宮部 秀明様（札幌市） 50,000円